

一般社団法人日本歯科審美学会 理事選任内規

第1条 理事の選出方法について、役員選任規程第5条に基づき、本内規を定める。

第2条 理事は、本会代議員の中から次の各号の選出方法によって選出され、社員総会で承認された者とする。

- 1) 現理事のうち、所定の届出を行った者を次期理事候補者とする。
- 2) 前号の次期理事候補者が定款第20条で定めた定数未満であった場合、代議員は次期理事に立候補することができる。この告示は、選挙管理委員会にて、本会ホームページにて行う。
- 3) 前号の次期理事に立候補する者は、公示日前日の時点で代議員であり、原則として本会認定医、認定士の資格を有する者とする。ただし、選挙前年度までの年会費未納者は除く。また、本会理事5名の推薦を受け、所定の届出を行う。この推薦にあたり、理事1名につき1名の次期理事候補者のみ推薦できる。
- 4) 本条1)及び2)で選出された次期理事候補者について、郵送又は電磁的方法による選挙を行う。選挙の方法は、選挙管理委員会の管理のもと、別に定める「選挙に関する申し合わせ」に基づき実施する。なお、次期理事候補者が定款第20条で定めた定数未満であった場合は、選挙を行わず、次期理事候補者の全員が信任されたものとみなす。

第3条 選挙権及び被選挙権は、本選挙の公示日において本会代議員であった者が有するものとする。

第4条 理事が40名未満となる場合、理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5条 理事は、無報酬とする。

第6条 この内規を改廃する場合は、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。